

校外における活動等の参加に関する規定

○休暇中のキャンプ等の実施・参加について

- 1 休暇中のクラス単位、あるいは部活動単位のキャンプは、引率者は保護者の同意書を添えて、クラス・部活動夏季休暇中行事予定と生徒会活動振興費及び参加者名簿を生徒課長に提出する。
- 2 交通費その他の費用については、参加者が負担をする。
- 3 引率者は、原則として担任あるいは顧問とするが、やむを得ない時には保護者の付き添いも有り得る。その時の費用も前項2に準ずる。（参加生徒が20名をこえる場合は、原則として引率者は2名とする。引率者2名中、1名は保護者でも可とする）
- 4 届けは、休暇に入る前に提出する。

<手続きの流れ>

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 保護者の同意書をとる | クラス担任・部顧問保管 |
| ② クラス・クラブ夏季休暇中行事予定 | 生徒課長へ提出 |
| ③ 生徒会活動振興費領収書を作成 | 生徒課長へ提出 |

*必要書類は全て職員室西側入り口の棚に用意してあります。

*生徒課長は③の文書を夏季休暇終了後事務長へ提出。

○ 校外における活動等への参加について

校外における活動等に参加する場合は、所定の参加届を担任に提出すること。

ただし、参加において金品の受け取りは一切認めない。

(例) マスコミ出演、バンド活動、奉仕活動（巫女など）